

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各都道府県専修学校主管課
各國公立大学法人担当課
大学を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
附属学校を置く各國公立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
文部科学省初等中等教育局教育課程課
文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）
文部科学省高等教育局高等教育企画課

高病原性鳥インフルエンザに関する対策等について

環境省より、令和7年10月17日に北海道苫小牧市において、野鳥（オオタカ）1羽の死亡個体から、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）が検出された旨の発表がされる（別紙1）とともに、農林水産省より、令和7年10月22日に北海道白老町の家きん農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認された旨の発表がされました（別紙2）。

これを踏まえ、政府においては、鳥インフルエンザ関係府省庁連絡会議幹事会が開かれ、情報共有がなされたところです。

各学校の設置者においては、休日等の児童生徒等の野外における諸活動を含め、下記の点について、設置する当該学校に対して周知し、適切に対応するようお願いします。

これらのことについて、都道府県・指定都市教育委員会においては、所管の学校（以下、専修学校・各種学校を含む）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課においては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社においてはその設置する学校又は附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構においてはその設置する学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課においては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省においては所管の専修学校に周知されるようお願いします。

周知に際しては、学校の働き方改革の観点から、教育委員会等の主催する研修・会議等を活用したり、クラウドを活用した文書の共有を行う等、学校の負担軽減に資する工夫について、適切に判断いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 一般的な感染予防対策の徹底

児童生徒等に対し、手洗いなどの一般的な感染予防対策を徹底されたい。

2. 児童生徒等や教職員等に対する野鳥・家きん・飼育動物等への対応の徹底等

環境省作成の「野鳥との接し方について」(別紙3)を参考にしながら、下記(1)から(6)の取組について徹底されたい。

- (1) 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、近くの都道府県や市町村役場に御連絡すること。
- (2) 死亡した野鳥など野生動物の死亡個体を片付ける際には、素手で直接触らず、使い捨て手袋等を使用すること。
- (3) 日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをすること。
- (4) 野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがあるため、野鳥に近づきすぎないようにすること。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行うこと。
- (5) 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けること。
- (6) 鳥や動物を飼育している場合については、それらが野鳥と接触しないようにすること。このため、放し飼いは行わないようにするとともに、野鳥の侵入や糞尿の落下などを防止するために、飼育施設にトタン板等の屋根を設けたり、ネットに破れがないか点検するなどの適切な措置を講じること。また、周囲に穀類等のエサや生ゴミ等野鳥を誘引するものを置かず、清潔を保つこと。

3. 正しい知識の普及

鳥インフルエンザは、鶏肉や鶏卵を食べることによって人に感染することではなく、また、鳥インフルエンザは、人に感染する可能性はきわめて低いものであり、根拠のない噂などにより混乱したりせず、正確な情報に基づいて冷静に対応されたい。

(参考)

◇鳥インフルエンザ関係省庁連絡会議幹事会

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/influenza/index.html>



◇学校において予防すべき感染症の解説 (29 ページ)

https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_R050080/data/670/src/670.pdf?d=1761048077940#page=31



(本件照会先)

<学校における保健管理について>

文部科学省総合教育政策局

健康教育・食育課保健管理係

TEL 03-5253-4111 (内線 2976)

<学校における飼育動物について>

文部科学省初等中等教育局

教育課程課教育課程第三係

TEL 03-5253-4111 (内線 3706)

<専門高校における飼育動物について>

文部科学省初等中等教育局

参事官(高等学校担当) 付産業教育振興室

TEL 03-5253-4111 (内線 2384)



環境省報道発表

令和7年10月17日（金）

野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について (陽性確定 北海道苫小牧市(野鳥国内1例目))

＜北海道同時発表＞

1. 北海道苫小牧市で令和7年10月15日（水）に、オオタカの死亡野鳥1羽が回収され、国立研究開発法人国立環境研究所で遺伝子検査を実施したところ、同年10月17日（金）に高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）が検出された旨の報告がありました。
2. 本事例は、今シーズンで1例目の野鳥における高病原性鳥インフルエンザの確認事例となります。
3. 国内単一箇所で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことから、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルを令和7年10月17日（金）付けて「対応レベル2」に引き上げ、野鳥における監視を強化します。

＜詳細は次ページ以降＞

内容についての問合せ先
環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護管理室
代 表：03-3581-3351
直 通：03-5521-8285
室 長：佐々木 真二郎
室長補佐：佐藤 大樹
係 長：河邊 健
担 当：堀内 聖矢

■ 詳細情報

	回収日	場所		検体情報		簡易検査		遺伝子検査		野鳥監視 重点区域
		都道府県	市町村	検体の種類	鳥種名	結果判明日	結果	結果判明日	結果	指定日
野鳥国内 1例目	10/15	北海道	苫小牧市	死亡野鳥	オオタカ	10/15	陰性	10/17	H5 亜型高病原性鳥 インフルエンザ	10/17

■ 野鳥サーベイランスの対応レベル引き上げについて

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルについて、本日付けで「対応レベル2」に引き上げ、全国での野鳥における監視やウイルス保有状況調査を強化します。

対応レベル

対応レベル1	発生のない時（通常時）
対応レベル2	国内単一箇所において、野鳥、家きん及び飼養鳥（※）で高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された場合（国内単一箇所発生時）
対応レベル3	国内単一箇所発生から28日以内に国内の他の箇所において、野鳥、家きん及び飼養鳥（※）で感染が確認された場合（国内複数箇所発生時）

※ 環境試料（糞便、水等）や哺乳類から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された場合を含む

■ 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活において鳥の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。国民の皆様におかれましては、冷静な行動をお願いします。
- (2) 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場に御連絡ください。

(参考) 野鳥との接し方について

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

現場周辺での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

【公表について】

環境省では、野鳥監視重点区域の設定又は解除により対応レベルに変更がある場合、野鳥等において鳥インフルエンザに由来する大量死が確認された場合など、緊急性が高い場合には報道発表を行い、その他の場合には、下記環境省ホームページで鳥インフルエンザの発生状況を公表しています。

【参考情報】

- ・ 高病原性鳥インフルエンザに関する情報（環境省ホームページ）
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html
- ・ 野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html

ホーム > 会見・報道・広報 > 報道発表資料 > 北海道における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の開催について

プレスリリース

北海道における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の開催について

ポスト

印 刷

令和7年10月22日
農林水産省

本日、北海道の家きん農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（今シーズン国内1例目）が確認されました。これを受け、農林水産省は、本日8時00分から「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針について確認します。

「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」は非公開です。ただし、冒頭のみカメラ撮影が可能です。当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。

現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1.農場の概要

所在地：北海道白老町

飼養状況：約45.9万羽（採卵鶏）

2.経緯

- (1) 令和7年10月21日（火曜日）、北海道は、道内白老町の農場から、死亡羽数の増加がみられる旨の通報を受けて、農場への立入検査を実施しました。
- (2) 同日、当該農場の鶏について鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ陽性であることが判明しました。
- (3) 10月22日（水曜日）8時00分、当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

3.農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

日時：令和7年10月22日（水曜日）8時00分

場所：農林水産省第1特別会議室

所在地：東京都千代田区霞が関1-2-1

4.その他

- (1) 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html（外部リンク）
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。

お問合せ先

消費・安全局動物衛生課家畜防疫対策室防疫業務班

代表：03-3502-8111（内線4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994

公式SNS



関連リンク集

農林水産省
トップページへ

農林水産省

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）[代表番号へのお電話について](#)
法人番号：5000012080001

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて・著作権](#) [免責事項](#) [ウェブアクセシビリティ](#)
[電話リレーサービス（手話リンク）のご利用について](#)

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

野鳥との接し方について

- 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場にご連絡ください。
- 死亡した野鳥など野生動物の死亡個体を片付ける際には、素手で直接触らず、使い捨て手袋等を使用してください。
- 日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。
- 野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。
- 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の接し方では、ヒトに感染しないと考えられています。正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします。